

# ○ 農商工等連携促進法の支援措置

## 株式会社日本政策金融公庫等による法の特例等

(債務保証)

### 中小企業者

中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借り入れに係る債務保証

## 林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現行

- <対象者>
- ・ 林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
  - ・ これらの組織する団体

<償還期間/据置期間>  
10年以内/3年以内

本法における特例

<対象者の拡大> (左記に追加)  
中小企業者(林業者等が実施する林業・木材産業の改善措置等を支援する取組(林産物の新たな生産若しくは販売方式の導入等))

<償還期間/据置期間の延長>  
12年以内/5年以内

## 中小企業信用保険法の特例

現行

<保証限度額> (1業者あたり)

- ・ 普通保険  
2億円以内(組合は4億円以内)
- ・ 無担保保険  
8,000万円以内
- ・ 特別小口保険  
1,250万円以内
- ・ 流動資産担保保険  
2億円以内(組合は4億円以内)

<填補率(年額)>

- ・ 普通保険……………70%
- ・ その他の保険……………80%

<保険料率(年額)>

- ・ 100分の3以内において政令で定めるもの

本法における特例

<保証限度額の拡大> (1業者あたり)  
(左記現行額に加え、特別枠を創設)

- ・ 普通保険  
4億円以内(組合は8億円以内)
- ・ 無担保保険  
1.6億円以内
- ・ 特別小口保険  
2,500万円以内
- ・ 流動資産担保保険  
4億円以内(組合は8億円以内)

<填補率(年額)の引き上げ>

- ・ 普通保険……………80%
- ・ その他の保険……………80%

<保険料率(年額)の引き下げ>

- ・ 100分の2以内において政令で定めるもの

## 食品等流通法の特例

現行

<支援対象>

- ・ 食品等流通法に基づき、食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品等流通合理化促進機構による債務保証

本法における特例

<支援対象の拡大>

- ・ 左の事業に加え、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

## その他の支援措置(補助金)

<ハード> 農山漁村振興交付金農山漁村発イノベーション等整備事業(農林水産省)